

傍 聴 要 領

久喜市健康増進・食育推進会議

1 傍聴する会議の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、傍聴整理券を受け取ってください。
- (2) 会場への入室は、先着順で行い、会場の都合により、定員を超えての入室はできないこともありますのでご了承ください。
- (3) 傍聴者は、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴するに当たって守るべき事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退席していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (6) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (7) 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、審議会等の長が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。